

3. インドネシア国の一般概況

3-1 最近の政治・社会・経済状況

3-1-1 経済危機の影響

1997年7月のタイ・バーツの切り下げに端を発する通貨・金融危機はアジア諸国に伝播し、1997年5月にはエル・ニーニョによる旱魃、石油価格に代表される国際商品市況の低迷が重なって、インドネシア国に深刻な経済危機をもたらした。さらに、通貨・金融危機は1998年3月の大統領選出を巡る国内政治動向と、米に代表される食料品の不足と価格の高騰から社会不安を増幅させて、1998年5月には32年間続いたスハルト大統領の退陣へと発展した。

1990年代に入っておおむね7%以上の高成長を続けてきたインドネシア国は、1997年代後半から鈍化して同年の経済成長率は4.6%に低下し、1998年はマイナス14%程度に落ち込み、消費者物価上昇率は77.63%に達した。国内の銀行の半数以上が債務超過状態に陥り、銀行部門、金融システムは機能不全の状況にある。大幅な為替レートの下落から、自然資源依存、国内生産要素活用型の一部の輸出部門は活況を示しているものの、順調に輸出代替を進めてきたと思われた国内産業は輸出资本財・中間財の価格高騰と国内需要の低迷から大きな打撃を被った。経済成長の低迷による失業者激増への対処が大きな政策課題となっている。

(出典：インドネシア国別援助研究会報告書(第3年次)1999年3月 国際協力事業団)

3-1-2 地方分権化概況

スハルト政権の崩壊以後、従来の中央集権体制を見直し、地方分権化が進められている。1998年11月の国民協議会の地方分権化に係る決議を受けて、1999年4月21日に地方政府法案が、4月23日に中央政府と地方政府間の財政バランス法案が各々国会で可決された。今回の法律改正は中央政府の権限を縮小し、地方政府による効果的な行政を進めていくもので、行政・経済・政治に抜本的な改革を行うものである。新しい地方行政法は、地方分権の原則を示すとともに、民主化の流れの中で州/県/村落において行政と議会の間でのチェック・アンド・バランスを取り入れているといえる。

新しい地方政府法及び中央政府と地方政府間の財政バランス法による主な変革点は以下のとおりである。

1) 中央/州/県の機能改革

県、市に完全な自治権が与えられる。県知事は県議会によって選出され、県議会に対して責任をもつ。中央政府の出先機関は設置されない。

州は限定的な自治権が与えられる。自治の権限は県や市をまたぐ広域の行政範囲において

のみ与えられる。州知事は州議会により選出されるが、同時に中央政府の代表の機能も併せもち、州知事は州議会とともに中央政府に対して責任をもつ。

中央の機能は、外交、国防、司法、金融・財政、各マクロ政策（国家計画、人材育成、戦略的技術、天然資源利用等）に限定される。中央政府の州・県への出先機関である Kanwil / kandep は廃止され、その機能は地方政府に委譲される。今後、中央政府は縮小され、省の数も減少されることが予定されている。

2) 財政制度の改革

地方政府の権限・機能強化に伴い、財政面でも分権化が行われる。従来の自己歳入（地方税、地方政府が運営する企業からの利益等）に加え、税金及び非税収入の一定割合を地方政府に分配する分税制（贅沢税、土地・建物税、天然資源からの利益等）、中央からの交付金制度が導入される。分税制においては、石油収入の15%、天然ガスの30%、贅沢税の90%、土地・建物税の80%、鉱物・水産物・森林資源収入の80%、森林再興基金の40%が地方に配分されることとなる。交付金制度は、地域間の格差を是正するための一般グラント（国内歳入の20%が総予算額）と、用途の決められた特定グラントから成る。

今回の法律は地方分権の基本的枠組みを定めたものであり、実際の施行にあたってはより詳細な政府規則が必要とされており、これらは今後2年間に制定される予定である。

また、地方分権化を開発の側面から見れば、従来の「中央主導型開発」から「地方のイニシアティブによる開発」への転換である。地域間格差是正（特に東部インドネシア）は引き続き重要課題であるなかで、今後は開発における地方政府の役割が従来にも増して重要となってくる。

（出典：JICA インドネシア事務所資料）

3-1-3 林業行政機関への地方分権化の影響

現在インドネシア国は地方分権を強化・推進する方向で政策が進められており、林業政策にかかわる地方行政もまた例外ではない。これまでのインドネシア国における林業に係る地方行政は、

- ① 林業農園省の出先機関—KANWIL
- ② 州知事に属する州政府機関—DINAS
- ③ 州林務部支局—CDK / Caban Dinas Kehutanan
- ④ 県知事に属する県政府機関—DINAS PKT

の4者を中心として森林開発・保全を含む森林行政を相互補完的に行ってきた。

しかしながら、1999年法令22の地方分権化に係る法令施行に従い、林業に係る地方行政は図3-1のように変化していくこととなる。大きな変化としては、CDK / Caban Dinas Kehutanan

と Dinas PKT の合併、及び KANWIL の廃止があげられる。これまで国有林は州政府機関の管轄であり、現場レベルにおいて CDK / Caban Dinas Kehutanan が森林開発・保全の任務にあたり、同様に国有林以外の土地、民有林等は Dinas PKT がその任務にあっていたが、このたびの法令によって両機関は合併し、国有林、民有林の行政に関してデマケーションが消滅することとなった。合併した機関は Dinas Kehutanan TK II との呼称の下、州政府機関となる。また、地方林政局も随時、廃止されていくこととなる。総じて、このたびの法令を受けて中央、州政府関係機関からのコミットメントは主に技術的サポート、マクロ的な林業政策に係るコーディネーションといった点に限られるようになり、県レベルに権限が大きく委譲されたことが大きな特徴としてあげられる。

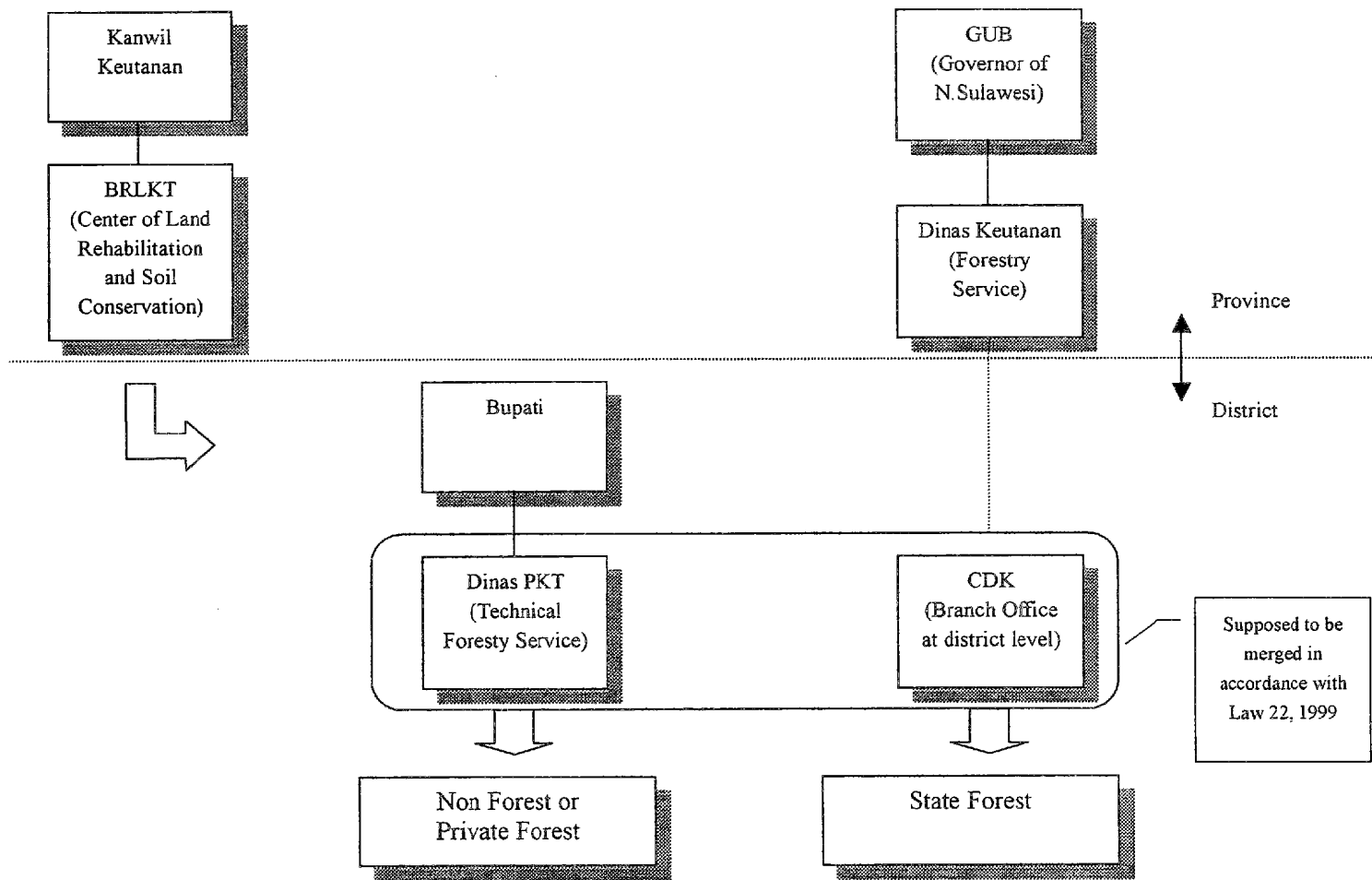


図3-1 地方分権化に係る林業地方行政機関の改革

3-2 国家開発計画

スハルト政権発足後の1969年に、政府は長期の開発目標（第1次長期開発計画：PJPI）を掲げ、最初の25年間で自立発展に向けた基礎固めを行う期間と位置づけて、その間の開発目標と開発の重点分野を5か年計画として国民に提示してきた（表3-1）。

1970年から1996年までの26年間の経済成長率は年平均6.9%に達し、1970年代前半に2.5%だった人口の成長率も近年は1%まで下落し、1人当たり所得は1970年代の80ドルから1996年には180ドルにまで上昇し、中進国の仲間入りをする段階にさしかかった。このような長期の経済成長の過程で国民の福祉水準の向上が図られ、スハルト政権発足時に掲げられた「安定」「成長」「公平」から成る「開発の3原則」は達成されたように見受けられた。

表3-1 開発5か年計画の目標と実績

		第1次計画 1969/70-73/74	第2次計画 1974/75-78/79	第3次計画 1979/80-83/84	第4次計画 1984/85-88/89	第5次計画 1989/90-93/94	第6次計画 1994/95-98/99
推定人口増加率		2.5%	2.3%	2.0%	2.0%	1.9%	1.5%
成長率	目標	0.5%	7.5%	6.5%	5.0%	5.0%	6.2%
	実績	8.4%	7.2%	6.1%	5.2%	6.9%	8.1%(94-96)
重点課題		<ul style="list-style-type: none"> ・食糧増産を中心とした農業 ・農業支援型工業 ・インフラ改善 ・衣料増産 ・雇用機会拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、衣料の増産と品質向上と廉価供給 ・住宅供給増大 ・インフラ整備 ・公平化された国民福祉 ・雇用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・大衆向け衣食住必需品充足の平等化 ・食糧自給自足 ・労働集約型工業及び機械・金属・化学工業振興 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済の過度の石油依存の脱却 ・雇用機会拡大 ・輸出指向工業振興 ・機械・金属・化学工業振興 	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧自給自足と農業多角化 ・輸出促進 ・機械工業振興 ・雇用機会拡大 ・農産加工技術普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的資源の質の強化 ・経済成長と構造変化 ・公平性の確保と貧困の軽減 ・経済の安定

(出典：インドネシア国別援助研究会報告書(第3年次)1999年3月 国際協力事業団)

3-3 農林業概況（林業開発計画）

インドネシア国の農林業部門（農業、林業、水産業、畜産業を含む、以下この項にて断らない限り同じ）は、1997年国内総生産（GDP）の16%、184兆ルピアを占めるが、次第に国内経済におけるウェイトを低くしている。1998年時点で、農林業部門における内訳は、食糧作物52%、商品作物16%、畜産関連12%、林業10%、漁業11%と過半を食糧作物が占めるが、最近の傾向としては、食糧作物のウェイトが微減、畜産関連が微増となっている。

3-3-1 農業の概要及び目標

インドネシア国の農業の最も重要な役割は、国民への食糧、特に基本的食糧である米の安定供給及び経済・産業の基幹としての位置づけにある。

食糧の安定供給の面では、毎年、伸び率は鈍化しているものの年率1.6%の人口伸び率により増え続ける人口と灌漑等のインフラの整備が十分でなかったことから米が不足し、輸入している。この10年では、1991年、1994年には旱魃等による天候不順により、米の輸入が行われ、その後も、1995年～1997年まで米の輸入が行われた。小麦については、ほぼ全量を海外輸入している。大豆、砂糖は、需要の伸びから不足分を輸入している。

農業の位置づけとしては、第6次開発5か年計画（1994年～1998年）においては、労働力及び雇用の目標は農業分野は4,000万人で全体の44%、GDPに占める割合は18%程度と比重が低く、農業の成長率は3.4%と製造業10.7%、その他6.3%と比べて低い。

第6次農業5か年計画において農業開発は、

- ① 農産物生産の質的・量的向上、多様化及び効率性の向上
- ② 国民の食糧及び栄養、工業に対する基礎的材料のニーズに応える
- ③ 農業とその他産業の連携の促進による国内外の市場機会からの利益の獲得及びビジネス・雇用の拡大

を目的としている。

表3-2 セクター別成長率目標

（単位：%/年）

	区 分	94年予測値	第6次5か年計画	
			94/95年度	98/99年度
成長率	農業	3.0	3.3	3.5
	製造業	8.8	9.4	9.7
	その他	6.3	5.7	6.3
GDP構成	農業 (%)	20.2	19.7	17.6
	製造業 (%)	20.8	21.5	24.1
	その他 (%)	59.0	58.8	58.3

出典：第6次5か年計画

3-3-2 農業の現状

(1) 土地利用

農地（水田、畑地、牧草地、エステート（オイルパーム、ゴム、コーヒー、茶、砂糖等の商品作物栽培））は、国土面積の23%、45百万ha（1995年）であるが、近年農地面積が減少しており特にエステートの減少が著しい。

表3-3 土地利用形態別面積

（単位：千ha）

	スラウェシ島			全国計		
	89年	94年	95年	89年	94年	95年
水田	892	905	942	7,805	8,439	8,485
畑地等	10,109	4,930	4,957	53,115	34,971	36,132
うちエステート	7,098	2,115	2,165	29,734	13,046	13,836
農地合計	10,938	5,834	5,900	60,921	43,410	44,617
土地面積計	18,922			191,932		

(2) 農業形態

ジャワ島を中心とする0.5ha程度の小規模農家経営とエステート農業に大別される。

前者は、米を主食とする食糧作物（その他ではトウモロコシ、大豆、キャッサバ、サツマイモ、ピーナッツ等）、園芸作物（野菜、果実）などの自給的な経営を行っており、後者は、オランダ統治時代の「プランテーション農業」に由来している。ジャワ島以外では、0.1ha未満及び2ha以上の農家戸数が1983年から1993年の10年間に3割程度減少する一方、中間層が増えている。

表3-4 経営規模別農家数

（単位：千戸）

	ジャワ島		その他		全国	
	1983年	1993年	1983年	1993年	1983年	1993年
～0.1ha	1,095	5,398	2,488	1,282	317	179
0.1～0.5	1,758	5,858	1,942	772	151	91
0.5～1.0	534	1,701	1,756	2,016	977	955
1.0～2.0	434	2,583	2,407	2,360	836	523
2.0～3.0	2,439	7,099	4,244	3,298	1,294	1,134
3.0ha～	2,192	8,440	4,348	3,132	987	614
合計	11,569	10,572	7,793	9,142	19,508	19,714

3-3-3 林業の概要

インドネシア国の森林面積は、1億4,827万ha（林業省：1998年）であり、国土面積（1億9,372万ha）の4分の3以上に及ぶ。

（出典：Home Affairs Ministerial Decree No.10 / 1998 8 / JAN. / 1998）

森林の利用区分別に見ると、

- ① 保安林（Protection Forest）
- ② 生産林（Production Forest）
 - ②-1 制限生産林（Limited Production Forest）
 - ②-2 転換林（Convertible Forest）
 - ②-3 非転換林（普通生産林）（Non-Convertible Forest）
- ③ 保護林（Park and Reservation Forest）

の3つに大分類できる（BPS：Statistik Indonesia1998による）。5つの利用区分において、転換林以外の将来とも森林であることを期待されている森林は、1億1,158万haであるが、一方、転換林も全森林の25%、3,670万haにのぼる。

表3-5 インドネシア国の森林利用区分

森林利用区分	利用目的	面積(千ha)	構成比(%)
保安林	水源涵養等の国土保全を期待する森林	29,660	20.0
保護林	自然公園等の保護すべき森林	19,068	12.9
生産林	木材生産を期待する森林	99,549	67.1
制限生産林	国土保全及び木材生産を期待する森林	29,608	20.0
転換林	木材生産及び宅地・農地等への転換が予定されている森林	36,702	24.8
非転換林	木材生産を期待する森林（普通生産林）	33,239	22.4
合計		148,277	100.0

資料：林業省「Forest Area In Each Province Based On Agreed Forest Land Use Unit, March 1998」

(1) 造林

造林計画量は、再造林、新規植林ともに1980年代中盤までのそれぞれ10～20万ha、20～60万haの事業規模があったが、1980年代後半に激減し1990年代に入り若干増加したものの、再植林が4～6万ha程度、新規植林が10～15万ha程度で推移している。計画量と実行量について、1996年度及び1997年度の再植林で見ると、それぞれ計画量の96%（4万117ha）、93%（4万2,160ha）の面積を造林している。

表3-6 造林計画量の推移

(単位：ha)

年度	再植林	新規植林	合計
1982	218,368	645,230	863,598
1983	186,276	610,306	796,582
1984	75,434	301,850	377,284
1985	94,806	254,944	349,750
1986	96,178	236,321	332,499
1987	20,844	58,000	78,844
1988	25,335	68,319	93,654
1989	42,800	6,254	49,054
1990	40,857	65,579	106,436
1991	68,723	104,099	172,822
1992	66,803	104,021	170,824
1993	59,030	101,322	160,352
1994	36,499	116,493	152,992
1995	35,958	125,697	161,655
1996	41,671	151,504	193,175
1997	45,183	146,997	192,180

資料：林業省

(2) 木材生産

インドネシア国の木材生産は、天然林からの伐採が中心となっており、天然林の大部分を所管しているのは林業農園省であり、所有区分では国有林からの伐採によって木材生産が行われているといえる。木材生産は、林業省から伐採権を取得した企業が、ロイヤリティ及び造林基金の原資となる一定額（1 m³について10US\$）を国に払い行っているが、その際の施業基準を基本として伐採を実行することとなっている。

① 直径50cm以上の立木を伐採する

- ② 直径 25 ～ 49cm の商業樹木は 1ha 当たり 25 本以上残す
- ③ 伐採後 35 年間は新たな伐採を行わない
- ④ 必要に応じて植栽する

これらの基準が守られていない場合においては、伐採権の取り消しを含めた措置がとられることとなっている。

丸太、製材、合板のそれぞれの生産量については、次のとおり。

表 3-7 木材生産量（丸太、製材、合板生産）の推移

（単位：m³）

年度	丸太	製材	合板
1984	15,957,641	2,119,074	2,400,110
1985	14,551,451	2,643,403	4,322,443
1986	19,758,294	7,442,000	5,312,842
1987	27,565,919	9,750,058	6,385,350
1988	27,760,196	10,237,500	6,026,678
1989	22,165,143	3,919,249	7,078,510
1990	26,127,874	2,802,263	7,067,909
1991	23,809,761	3,006,046	9,123,451
1992	26,049,496	4,276,532	9,149,059
1993	26,848,010	2,910,459	9,924,438
1994	24,027,277	2,005,783	5,195,282
1995	24,850,061	2,014,193	9,122,401
1996	26,069,282	3,426,740	10,947,633
1997	29,520,322	2,613,452	6,709,836

資料：林業省

なお、林業開発 5 年計画については、1999 年から第 7 次の開発計画が策定、実施される予定であるが、政変等により、いまだに策定に至っていない。

3-4 林業政策と新森林法

インドネシア国の林業政策に関しては、これまでの多くの報告書が参照に値しない状況となっている。1996 年に始まった経済危機に端を発し、IMF の政策介入、1998 年の政変、民主化と地方分権化の流れと、一体現在のところ何が有効な政策であるのか見極めるのが難しいような状況である。今回の調査中、EU から林業農園省に派遣されている専門家の話を聞く機会があったが、「インドネシア国の森林は 15 年でなくなるかもしれない。悲観的だといわれるかもしれないが、15 年

という数字はもしかしたら楽観的な数字なのかもしれない」とその専門家は言った。中央集権、官高民低への反動から闇雲に「住民の権利」を認めようとする動きが、ともすれば森林管理の無秩序を生む。そして実際に、ある国立公園内で、地域住民が土地の権利を主張し、畑地として火入れ・開墾を進めている例もあるという。

政府は、こうした状況に秩序を取り戻すための法制度の整備を緊急に進めなければならない。今回の調査中9月14日に施行された新森林法はその嚆矢となるべきものであろう。

3-4-1 新森林法

新森林法は84条から成り、その構成は後述のとおりである。新旧対象表などが入手できなかったため、詳しい分析はできなかったが、旧法「林業基本法」からの大きな変革点は、次の三点であると思われる。

- ① 住民の権利の明文化
- ② 地方への権限委譲の明文化
- ③ 伐採権所有者に関する規定の比重の減少

「住民の権利」については、主に第9章及び第10章に規定されている。

第9章「共同体慣習法」は第67条の1条のみから成り、その第1項で、共同体慣習法に基づく住民の日常生活の需要を満たすための林産物の採取、国の法律に反しない範囲での共同体慣習法に基づいた森林管理活動の実施等の権利を認めている。第2項では、前項で言う共同体慣習法の強化・改正に関しては地方政府令により規定することが、第3項では第1、2項の詳細については政令により規定することが、それぞれ書かれている。

第10章「共同体の役割」は第68条から第70条までの3条から成り、第68条では第1項に、「住民は林産物を通じて質の高い生活環境を享受する権利を有する」と規定されており、第2項には、住民の行う(1)森林及び林産物の利用、(2)森林の配置、林産物の利用に関する計画、森林に関する情報、(3)林業開発に関する情報、助言、(4)直接的・間接的な森林造成の実施に係る境界の敷設に関する記述がある。第3項には森林内あるいはその周辺に居住する住民の損失の補填に係る権利、第4項には土地の損失補填に係る権利が記載されている。

第69条では住民の義務について書かれており、森林地域を霍乱・被害から守る義務があるとされている。同条第2項では、森林の復旧を行う際に、住民が形成する機関、その他の機関又は政府に対して援助、支援を求めることができるとしている。

第70条では、住民が森林・林業セクターにおける開発に参画すること(第1項)、政府は効率的かつ効果的な様々な活動を通じて住民の参画を促すこと(第2項)、住民活動の活性化のために政府及び地方政府は林業オブザーバーフォーラムの支援を得ること(第3項)が書かれている。

「地方への権限委譲」については、第8章(第66条)に次のように規定されている。

第1項：森林に係る行為の実施に関し、政府は権限の一部を地方政府に委譲する。

第2項：前項に規定する権限の一部の委譲は地方自治の発展の枠組みにおいて森林管理の効果の向上を目的として行う。

第3項：上記第1、2項に関する詳細は政令により規定する。

なお、森林法の構成は以下の通り。

第1章 一般定義

第1節 解説（第1条）

第2節 原則及び目的（第2、3条）

第3節 森林の範囲（第4条）

第2章 森林の現状及び機能（第5～9条）

第3章 森林評議会（第10条）

第4章 森林管理計画

第1節 総論（第11、12条）

第2節 森林調査（第13条）

第3節 森林地域（第14、15条）

第4節 森林地域の構成（第16条）

第5節 森林管理区域の設置（第17～19条）

第6節 森林管理計画の構成（第20条）

第5章 森林管理

第1節 総論（第21条）

第2節 森林の構成と管理計画区域（第22条）

第3節 森林の価値と森林地域の利用（第23～39条）

第4節 森林の復旧と再生（第40～45条）

第5節 森林の保全及び自然保護（第46～51条）

第6章 研究・開発及び教育・訓練、並びに普及

第1節 総論（第52条）

第2節 林業研究開発（第53、54条）

第3節 林業教育訓練（第55条）

第4節 林業普及（第56条）

第5節 財政及びインフラ（第57、58条）

第7章 監督（第59～65条）

第8章 権限の委譲（第66条）

第9章 共同体慣習法（第67条）

- 第10章 共同体の役割（第68～70条）
- 第11章 不服申立て（第71条～73条）
- 第12章 紛争の解決（第74～76条）
- 第13章 取調べ（第77条）
- 第14章 罰則（第78、79条）
- 第15章 損失補償と行政措置（第80条）
- 第16章 変更規定（第81、82条）
- 第17章 廃止規定（第83、84条）

3-4-2 森林に係る行為の権限の委譲に関する政令

1998年政令第62号において、森林に係る行為について地方政府に委譲する権限を次のように定めている。

州レベルの地方政府に委譲する権限：

- ① 国立公園の管理
- ② 森林境界の設置

県レベルの地方政府に委譲する権限：

- ① 造林、緑化及び水土保全
- ② 養蚕
- ③ 養蜂
- ④ 民有林の管理
- ⑤ 保安林の管理
- ⑥ 林業普及
- ⑦ 非木質林産物管理
- ⑧ 狩猟地域における伝統的狩猟
- ⑨ 森林保護
- ⑩ 林業セクターにおける共同体の能力向上訓練

本政令は、新森林法に先立って成立しているが、民有林という概念が明確にされているという意味では新森林法の思想を先取りしたものであるといえる。

3-4-3 共同体林に関する大臣令

1995年林業大臣令第622号を廃止し、これに代わるものとして成立したものである。20条から成る政令であり、図3-2のような構成となっている。

注意すべきは、共同体林は国有林地に設定されるものであり、国有林の3つの区分（生産林、

保安林、自然保全地区) についてそれぞれの事業が定められていることである。

生産林に設定した共同体林においては、自家用として、若しくは保全原則に則って行う経営として植林、保育、保護、伐採、販売等の事業を通じて、木材及び非木質林産物、環境レクリエーションサービス等を利用することができる。

保安林に設定した共同体林においては、自家用として、若しくは水資源かん養及び土壌保全の機能を損なうことなしに行う経営として、非木質林産物及びレクリエーションサービスを利用することができる。

自然保全地区に設定した共同体林においては、レクリエーションサービス並びに常に生物資源及び生態系の保護に配慮しつつ行う動植物の飼育栽培に利用することができる。

共同体林の利用権設定は、図3-2のように2段階に分けられ、はじめに地域の選定が承認された後に利用権の承認が行われる。なお、本大臣令にはKANWIL及びDINAS(州政府の林務部)の役割が区別されているが、地方分権化に伴う地方行政組織の改組を考慮して、図においては地方林業担当部局に一元化してある。

共同体林：地域住民が管理する国有林
(第1条第4項)

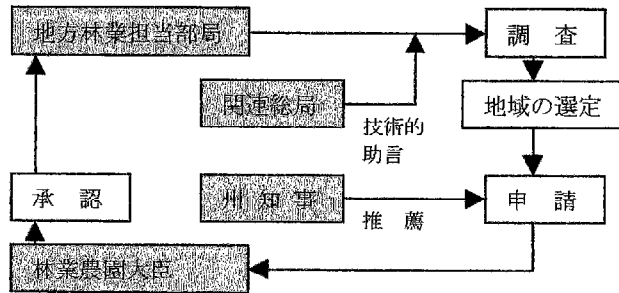
原則：

- ①主たる実践者、受益者であり、意志決定者である共同体
- ②ファシリテーター、看視者としての官
- ③すべての関係者の権利・義務の確保
- ④共同体による利用機関の決定
- ⑤生物・文化多様性に準拠したアプローチ
(第2条)

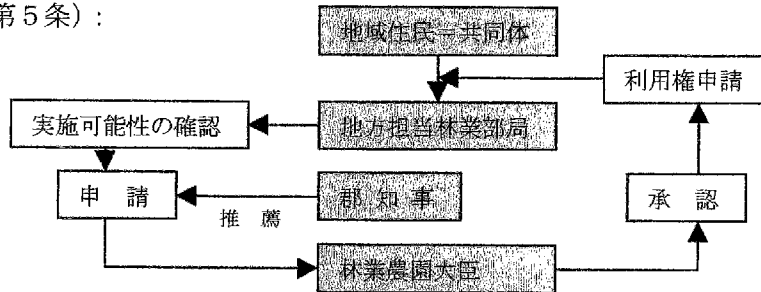
目的：

- ①共同体の福祉、生活水準、能力、社会経済力の向上
- ②共同体の結束の促進
- ③森林の保全・便益を保証する多様な林産物の開発
- ④森林の汁、生産力、安全性の向上
- ⑤雇用機会の創出、国家歳入及び共同体の収入の増加
- ⑥地域開発の維持増進
(第3条)

地域の選定 (第4条)：



利用権の設定 (第5条)：



共同体林利用計画 (第6条)：

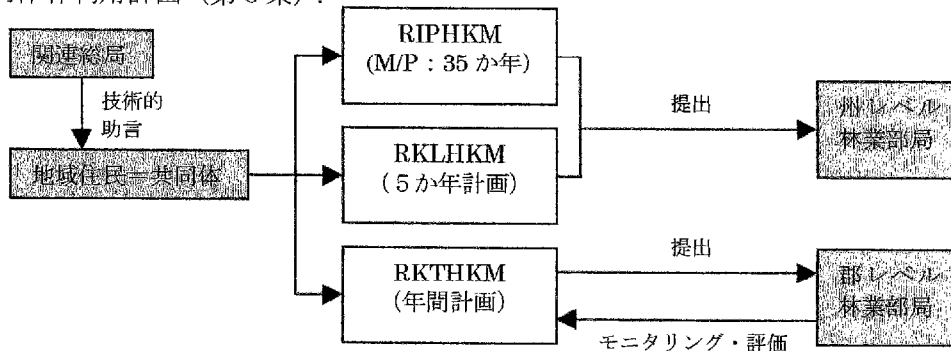


図3-2 共同体林に関する大臣令
(No.677/Kpts - 11/1998)

3-5 インドネシア国流域管理ガイドライン

林業農園省のガイドラインは Act of GDRRL No.041 / Kpts / 1998 に記載されている。土地利用基本計画のガイドラインについても同様に、「REVIEW (DENINJAUAN KEMBALI) RENCANA TATA RUANG WILAYAH KABUPATEN DAERAH TINGKAT II, MINAHASA」(二分冊)に記載されており、これに準拠して本格調査を進めることが、調査終了後の成果品をインドネシア国側が有効に活用するためにも必要である。

林業農園省は、技術指導、5か年土地利用基本計画策定 (strategic spatial plan)、流域状況の管理全体のモニタリングを行い土地回復、土壤保全の中心的な計画機関としてガイドラインを作成する一方、地方開発局は、5か年実施計画、年間計画の策定、事業実行のモニタリング及び評価を行う事業実施機関としてガイドラインを策定している。なお、KANWILにおいても、これに準じて各種の計画、図面作成にこの基準を準用している。

A：土地利用基本計画及び保護地域管理のための土地利用のガイドライン

1998年10月 林業農園省編

土地利用基本計画に関する1992年第22号法律、保安林機能に関する1990年第32号大統領令及び保護地域の調整と開発に関する内務省令について

A-1 イントロダクション

- ① 土地利用基本計画は、区域 (space：陸域、海域、空域を含む概念) の利用状況に関する調整、制御に係る一連の手続き
- ② 「地域 (region)」は、地理的な単位となる区域で、その境界、システムは、行政的、機能的な側面による。
- ③ 「保安地域 (protection area)」は、天然資源、人工的資源 (構造物) を含む環境保護地域
- ④ 「開発地域 (cultivation area)」は、天然資源、人工的資源、人的資源の条件、潜在力に基づいた開発地域
- ⑤ 「保安林 (protection forest)」は、水文的管理、肥沃度の保全、洪水や地滑防止等の防止措置をすべき森林地域
- ⑥ 「泥炭地域 (peat area)」は、河川上流域又は湿地において長期間にわたって有機物が堆積した地域
- ⑦ 湖沼・ダム周辺地域は、湖沼・ダム機能を維持するために重要な湖沼・ダム周辺地域
- ⑧ 水源地域は、水源周辺地域で、持続的な水源機能保持上重要な地域

A - 2 土地利用指針

A - 2 - 1 土地機能区分

1992年法律第24号第7章(1)節により、土地機能区分は、保全地域(protection area)、開発地域(cultivation area)の2つに分けられる。また、同法第19章第3節により、区分する目的として、

- ① 土地利用基本計画(strategic spatial plan)を策定し、国家計画(national plan)、州計画(province plan)、地域計画(regency)の優先順位を付ける。
- ② 保全地域、開発地域のそれぞれの機能促進
- ③ 地域の福祉と安全の改善のための土地利用管理

ア. 保全地域の概要

1990年大統領令32号により、保全地域とは大きく分けて4つに区分される。

- (ア) 保安林などの地域
- (イ) ダム周辺等の地域
- (ウ) 自然保護地域、文化財保護地域
- (エ) 地滑り危険地域等自然災害危険地域

イ. 開発地域の概要

1992年法律第24号の第3章に規定され、鉱工業、農業、居住地、観光地等を含む。

A - 2 - 2 土地利用開発

1992年法律第24号の第2章、第3章に規定されている土地利用基本計画の考え方は、

- ① 総合的、持続的かつ変換可能な空間利用
- ② 透明性、公平性、正当性を確保し、法律に準拠している。

また、土地利用基本計画の目的は、事業実施によりそれぞれの土地がもつ機能を回復させ、有効な土地利用を図ることにある。

ア. 保全地域の利用ガイド

保全地域の土地利用計画は、

- ・ 保全地域
- ・ 復旧地域
- ・ 研究及びエコツーリズム地域等

における土地利用管理を目的としている。

大統領令1990年第32号によると、保全地域の利用の基本施策は、

- ① Protection forest area
- ② Peat area

- ③ Water absorption
- ④ Coastal boundary
- ⑤ River boundary
- ⑥ Ravine boundary
- ⑦ Surrounding lake / dam
- ⑧ Surrounding water source
- ⑨ Surrounding holy area
- ⑩ Nature and culture sanctuary
- ⑪ Marine and other aquatic sanctuary
- ⑫ Coastal-mangrove area
- ⑬ Nature conservation area
- ⑭ Culture and science sanctuary
- ⑮ Area sensitive to natural disaster

の 15 地域に区分される。

A - 3 管理、調整 (Coordination)

保全地域 (Protected area) 及び周辺地域の機能向上、管理と保全のために、自治省は 1997 年第 3 号自治省省令によりガイドラインを定め、州政府及び市町村長による計画策定、事業実施、事業管理、事業評価の調整を図る。

参考

Act of DG RRL No. 041/Kpts-V/1998

Guideline for Field Technical Plan Management for the Land Rehabilitation and Soil Conservation of Watershed

I. Introduction

A. Background

B. Purpose, objectives and recommendation

C. Utilization and benefit

D. Scope and approach

E. Definition

F. Quality control

G. Guideline for RTL-RLKT Arrangement

II. Preparation

A. Team preparation

B. Administrative preparation

C. Basic map / guideline preparation

D. Decision of scope of work

E. Contact to the related institutions

F. Formulation of main problems

G. Contact to the technical institutions

H. Evaluation of the needs for computer

I. Equipment supply

III. Data Collection

A. Bio-physic data

B. Socio-economic data

IV. Data management and Critical Land Identification

A. Bio-physic data

B. Socio-economic data

C. Identification of critical land level

1. Measurement of erosion possibility level (TBE)

2. Measurement of critical land (Optional)

3. Measurement of land use capability (Optional)

4. Measurement of absorption area critical level (Optional)

5. Measurement of socio-economic aspects

V. Land Rehabilitation and Soil Conservation Plan

A. Planning Techniques of RLKT

B. Recommendation for RLKT

C. Activity Plan

D. Implementation phase

E. Project analysis

VI. Paper Arrangement

A. Result presentation

B. Paper arrangement procedure

C. Utilization

Attachment

Reference